

沖縄県青少年保護育成条例の一部を改正する条例

沖縄県青少年保護育成条例（昭和47年沖縄県条例第11号）の一部を次のように改正する。

第20条の見出しを「（立入調査等）」に改め、同条第1項を次のように改める。

知事は、この条例の施行に必要な限度において、その指定する者に、営業時間内において次に掲げる場所に立ち入り、調査させ、関係者から資料の提出を求めさせ、又は関係者に質問させることができる。

- (1) 第10条第1項の規定により指定した興行を行う場所
- (2) 興行者等の営業の場所
- (3) 有害図書等を取り扱う図書等取扱業者の営業及び販売等の場所
- (4) 有害器具類等の販売を業とする者の営業の場所
- (5) 第14条第1項の規定により指定した広告物の掲出の場所
- (6) 第16条に規定する質屋の営業の場所
- (7) 第17条に規定する古物商又は業として廃品若しくはくずの取引をする者の営業の場所
- (8) 第18条の規定に違反して提供又は周旋された場所
- (9) 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の営業の場所

第20条第2項中「、必要最少限度において行うべきであつて」を削り、同条第3項を次のように改める。

3. 第1項の規定により知事が指定する者が立ち入るときは、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

第20条第4項中「前項」を「第1項」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（事務処理の特例）

第20条の2 この条例に基づく事務のうち、前条第1項の規定による立入調査等に関する事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項の規定により、那覇市、浦添市及び宮古島市が処理することとする。

第22条第7項第4号中「調査」を「立入調査」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

平成28年2月16日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

条例に基づく立入調査等の事務について権限移譲の協議の整った那覇市、浦添市及び宮古島市が処理することとするとともに、立入調査を行う場所をより明確にする等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。